

総合治水推進週間 5月15日～21日 総合治水をご存知ですか

河川課 (☎ 76 - 1141)

水害をなくしたり、河川に一度に入ってくる雨水の量を減らすため、「河川の改修」と「流域内での対策」、さらに洪水や浸水が起こった時の「警戒避難体制の確立」などを総合的に実施して、被害の防止を図ることが「総合治水対策」です。

市では、次の2つ補助制度を設け、水害に強いまちを目指します。

■ 雨水貯留施設等の設置補助制度 (詳しくは市ホームページで)

宅地内に降った雨水を一時的に貯める施設(浄化槽転用貯留槽、貯留タンク)や地下に浸透させる施設(透水性舗装、浸透柵、浸透トレンチ)を新設すると工事費の4分の3に相当する額(各施設限度額あり)を補助します。貯めた雨水は、プランターやお庭の水やりに利用できます。



■ 浸水防止塀設置補助金制度 (詳しくは市ホームページで)

過去に浸水被害に見舞われた方や事業所、また今後、浸水による家屋の被害が発生するおそれがある地域を対象に、浸水による家屋等の被害を防止するために、新設する「浸水防止塀」に対し工事費の2分の1に相当する額(限度額あり)を補助します。
※浸水防止塀とは、洪水により宅地内に入ってくる水を防ぐ構造物

■ ビジュアルボードフェア

総合治水について、写真や図でわかりやすく紹介しますのでぜひご覧ください。

とき 6/24(金)～6/30(木)

ところ 本庁舎1階展示スペース

※新川流域総合治水対策協議会のホームページをご覧ください。

市からの お知らせ

「市民生活についてのアンケート」にご協力ください

秘書政策課 (☎ 76 - 1105)

「小牧市自治基本条例」に基づき、「小牧市民憲章に掲げる理想のまち」を実現するため、令和元年度から8年間を計画期間とする「小牧市まちづくり推進計画 第1次基本計画」を策定し、まちづくりを進めています。

本計画では、計画に掲げる取組みや事業の目的がどの程度達成されたかを測定するための指標を設けており、毎年このアンケートで、皆さんの日常生活の状況等を確認しています。

調査票が届きましたら、お手数ですが調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

▶調査期間 5月上旬～5/18(水)

▶調査対象者

18歳以上の市民から3,000人を無作為抽出

▶調査方法 WEB(インターネット)または郵送(切手不要)にて、回答をお願いします。

尾張都市計画下水道事業小牧公共下水道 (五条川左岸処理区)の縦覧

上下水道施設課 (☎ 79 - 1490)
河川課 (☎ 76 - 1141)

尾張都市計画下水道事業小牧公共下水道(五条川左岸処理区)を変更しましたので、関係図書を縦覧できます。

ところ 上下水道施設課、河川課

4月15日号の訂正

広報こまき4月15日号の特集「市長施政方針と予算」(4・5ページ)において誤りがありました。お詫びして訂正します。

●特集「市長施政方針と予算」(4・5ページ)

※赤字は誤り箇所

P4の上段14～15行目・危惧もあり**共**。(重複)

P5の中段14行目・多様性**性**。(重複)

P5の中段15行目・目指す**SD** SDGs。(重複)

P5の下段11行目・小牧市の強み**み**(脱字、重複)

消防本部 PR動画を制作しました!

消防署 (☎ 76 - 0119)

消防本部のリアルな仕事をご覧いただき多くの方に消防業務に興味を持ってもらえるようPR動画を制作しました。ぜひ、ご覧ください。



小牧市教育振興基本計画 を改定しました

教育総務課 (☎ 76 - 1164)

「小牧市教育大綱」を踏まえ、中長期的かつ総合的な展望に立って計画的に教育課題の解決を図るため、平成29年3月に策定した小牧市教育振興基本計画の中間見直しを行い、改定しました。

▶**閲覧場所** 市ホームページ、教育総務課、情報公開コーナー（本庁舎1階）、中央図書館、東部・味岡・北里の各市民センター・図書室

道路を安全に利用するためのお願い

道路課 (☎ 76 - 1186)

道路にはみ出した果樹、庭木および雑草は、車と歩行者の交通安全に支障をおよぼす原因となり、事故につながる危険性があります。

このような樹木の剪定、落葉の回収および雑草の刈取りにご協力ください。

また、不法投棄を行ったり、道路占用許可なく道路上に物を置いたり、交通に支障をおよぼす行為も禁止されています。

備蓄物資の再確認を ～自宅療養に備えて～

健康生きがい推進課 (☎ 39 - 6568)

市では新型コロナウイルス感染症の影響により自宅待機を余儀なくされた方に向け1世帯1回限り生活支援を行っていますが、感染拡大により、迅速な生活支援ができない場合があります。

そのため、改めて、自宅待機をする期間（1週間程度）の備蓄に心がけていただきますようお願いいたします。

よくある質問

Q：オムツ、離乳食を支援してもらえますか？

A：支援物資にはありません。予め準備していただくか、ネットスーパー等をご利用ください。

Q：薬を用意してほしい。

A：薬の用意はできません。かかりつけの医療機関、薬局にご相談ください。

軽自動車税（種別割） についてのお知らせ

市民税課 (☎ 76 - 1114)

■ 軽自動車税（種別割）納税通知書の発送

令和4年度の納税通知書は、5/2(月)に発送します。この軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対し、R4.4/1現在の所有者に課税されるものです。

■ 軽自動車税（種別割）の減免について

対象 次の条件のいずれかに該当する方

①心身に一定の障がいのある障がい者本人が所有する軽自動車など（※1）について、身体障がい者、または障がい者と生計を同じにする人、または常時介護する人が運転する場合

（※1）精神障がい者（1級）や18歳未満の一定の身体障がい者と生計を同じにする人が所有する軽自動車などを含む。

②身体障がい者の利用のため、構造変更された軽自動車※すでにほかの車両で減免を受けている場合は除く。

※障がいの等級などにより、減免を受けられない場合あり。
必要書類 身体障害者手帳など、生計同一証明書など（該当する場合のみ）、運転免許証、車検証、納税通知書、マイナンバーカードまたは通知カード、届出者の本人確認書類（窓口に来る方が障がい者、運転者のどちらでもない場合）

申込み 5/31(火)までに直接市民税課

市税等の納期限のお知らせ

収税課 (☎ 76 - 1117、76-1118)

○軽自動車税（全期）

納期限 5/31(火)

▶納付には、便利な「口座振替」をご利用ください。納期限内のバーコード付き納付書であれば、コンビニやスマホ（PayPay、LINEPay、PayB）で納付できます。

▶なお、納期限内までに給与減などの事情により納付できない場合は、収税課までご相談ください。放置しますと、延滞金が加算されたり、差押え等の滞り処分となり、市税等の強制徴収を受けることとなります。

■ 休日の納付相談

とき 5/8、22(日) 8:30～17:15

ところ 本庁舎2階

■ 休日の納付窓口

とき 毎週日曜日 8:30～17:15

ところ 本庁舎1階

小牧市成年後見制度利用促進計画 を策定しました

障がい福祉課 (☎ 76 - 1127)

認知症、知的障がいまたは精神障がいがあることにより、財産の管理または日常生活等に支障がある方を社会全体で支え合う共生社会の実現に向けて、「小牧市成年後見制度利用促進計画」を策定しましたのでお知らせします。

▶**閲覧場所** 市ホームページ、障がい福祉課、情報公開コーナー（本庁舎1階）、中央図書館、東部・味岡・北里の各市民センター図書室、ゆう友せいび、ふらっとみなみ